

一般行政事務（Ｃ）の受験資格における
「民間企業等で継続して６月以上就業した期間」について

- 会社員、公務員、自営業者等として、１週間に付き３０時間以上の勤務を６月以上継続して就業した期間が該当します。
- １週間に付き３０時間未満のアルバイト等による勤務の期間は該当しません。
- 複数の民間企業等で継続して６月以上就業した期間がある場合は、それらの期間を通算することができます。
- 同一期間内に複数の民間企業等で６月以上就業した期間がある場合、同じ期間を重複して通算することはできません。

【通算の可否例】

- ①民間企業Ａに、８か月間、週の勤務時間３５時間で勤務した場合。
→**通算可**（８か月）
- ②民間企業Ｂに、２年間、週の勤務時間２０時間で勤務した場合。
→**通算不可**
- ③自治体Ｃに、３か月間、週の勤務時間３５時間で勤務した場合。
→**通算不可**
- ④自治体Ｄに、３か月間、週の勤務時間２０時間で勤務した場合。
→**通算不可**
- ⑤民間企業Ｅに、２年間、週の勤務時間２０時間で勤務した後、
続けて５か月間、週の勤務時間３５時間で勤務した場合。
→**通算不可**
- ⑥民間企業Ｆに、２年間、週の勤務時間２０時間で勤務した後、
続けて３年間、週の勤務時間３５時間で勤務した場合。
→**一部通算可**（３年間）